

こ う 不 い せ い か つ こ こ ろ え  
1 校 内 生 活 の 心 得

- (1) (通学バスを利用しない生徒) 登校したら、更衣や授業準備などを行い、  
8時30分までは教室で待機する。
- (2) 欠席や遅刻をする際は、必ず保護者に学校へ連絡してもらおう。  
(※通学バス通学生はバス添乗の先生と学校への連絡もする。)
- (3) 元気で気持ちの良いあいさつや返事をするように心掛ける。  
(あいさつは自分からするよう心掛ける。)
- (4) 休み時間は、次の授業の準備をし、授業開始のチャイムが鳴る前に着席  
して待つ。
- (5) 清掃時間は全員で協力して校内の美化に努める。
- (6) 公共物は大事に取り扱い、破損した場合は必ず先生に報告する。
- (7) 学習に必要なでない物は、学校へ持ち込まない。
- (8) 制汗剤等は更衣室等で使用し、無香や微香の物を使う。
- (9) 廊下は右側を歩くように心掛ける。
- (10) 自分の持ち物には必ず記名をする。
- (11) 自分のクラス以外の教室や部屋に入室する場合は、必ず用件を伝え、許可  
を得る。

〈入室するとき〉	① 「〇年〇組の××です。」
	② 「△△先生 (〇〇さん) に用があります。 入ってもよろしいですか。」
	③ 「失礼します。」
〈退出するとき〉	④ 「失礼しました。」

## 2 校外生活の心得

- (1) 外出するときは、『行き先』『誰と行くのか』『何をするのか』『帰りの時間』などを家族や学園の職員に伝える。
- (2) 事故や事件があったら、必ず担任に連絡する。
- (3) 夜間外出や外泊は保護者と一緒である場合のみ認められる。
- (4) 海や山など危険な場所には必ず保護者と一緒に行く。
- (5) 生徒だけでゲームセンター、カラオケなどに行かない。  
(※成人の友達や卒業生は、保護者とは認めない。)
- (6) 交際については高校生として望ましくない行為をしてはいけない。また、生徒だけで人目の付かない場所や家、公園等に行ってはならない。

## 3 服装の決まり

- (1) 特別な場合を除き、制服で登下校する。
- (2) 通学の際の靴は、黒または白を基調としたものとする。
- (3) 制服、体育服、ジャージは整えて着る。着替えて体育服の代わりにTシャツを着ることはできるが、白、黒、紺の無地とする。
- (4) 体育の学習や校外学習のときは、帽子を着用する。
- (5) 寒い日は、防寒着の着用を認めるが、色や柄は、派手でないものとする。
- (6) 上履きや体育館シューズは、定期的に家庭（施設）に持ち帰り、洗うようにする。
- (7) まゆ剃り、ピアス、入れ墨、化粧、マニキュアは禁止する。

- (8) 指輪，ネックレス，ブレスレット，アンクレット，ピアスなどのアクセサリは身に付けない。腕時計は派手（大きなサイズ，きらびやかな装飾）でないものとする。

- (9) 屋久島支援教室の生徒については，屋久島高校の校則を守る。

<p>よ ふくそう 【良い服装】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校指定の制服・体育服</li> <li>• 半そでからはみ出ない下着</li> <li>• くつ下 白，黒，紺を基調とした無地でくるぶしが隠れるもの</li> <li>• スカートの場合，タイツは黒や紺の無地のもの</li> <li>• タイツ着用時のくつ下の色は，黒・紺でも可</li> <li>• 体育館では体育館用シューズ</li> <li>• 上履き（スリッパタイプは不可）</li> <li>• グラウンドは運動靴（派手でないもの）</li> </ul>	
---	---

#### 4 保健・衛生面の決まり

- (1) 登校したら検温及び健康観察をする。
- (2) 体の具合が悪いときやけがをしたとき，相談があるときなどは，担任へ伝える。
- (3) 感染症に十分注意し，手洗いやうがい，マスクの着用，教室の換気などをしっかり行うようにする。

#### 5 頭髪の決まり

- (1) 高校生にふさわしい，清潔感のある髪型とする。
- ア 前髪が目にかからない。
- イ 髪が肩より長い場合は，ゴム（黒，紺，茶）でまとめる。

- (2) 頭髪とうはつを染めたり、パーマそをかけたきんしりすることは禁止する。
- (3) 朝あさ、髪かみを整ととのえる習慣しゅうかんを身に付けるみ（寝ぐせねをなおすなど）。
- (4) 整髪料せいはいりょうは無香むこうや微香びこうの物ものを使用しようする。

## 6 携帯電話けいたいでんわの決まりき

- (1) 学校がっこうへの持ち込みもは禁止きんしする。ただし特別な事情とくべつ じじょうがある場合は、先生ばあいに相談せんせいして許可きんし願きんしを提出とくべつし、許可きんしされた場合じじょうのみ持ち込みばあいが認められる。  
相談そうだんして許可きよ願かねがいを提出ていしゆつし、許可きよされた場合ばあいのみ持ち込みもが認められる。
- (2) 学校がっこうへの持ち込みもを許可きよされた者は、登校とうこうしたら電源でんげんを切り、担任たんにんに預け、  
下校げこう時に受け取うることとする。
- (3) 学校がっこうへの持ち込みもを許可きよされていない者が学校がっこうに持ってきた場合は、学校がっこう  
預かりあずとし、返却へんきやくは保護者ほごしゃに來校らいこうしてもらい、直接ちよくせつ渡すこととする。
- (4) SNS等などへの個人情報こじんじょうほう（写真しゃしん、住所等じゅうしょなど）の書き込みか、相手こを傷つけるメール、  
迷惑めいわくメール、友達ともだちの悪口わるぐちなどは絶対ぜったいにしてはならない。このようなことがあ  
った場合は厳しく対処きびし、内容たいしょによっては警察ないように通報けいさつすることもあり得る。  
つうほう
- (5) インターネットを扱あつかう機器ききを使うときは、フィルタリング設定つかを行い、  
使用せっていのルールおこなを家族しやうや学園かぞくの方がくえんと話し合かたって決はなめ、必あず守きる。  
かなら ます

## 7 徒歩・自転車通学の決まり

- (1) 交通規則を守り安全な移動を心掛ける。

<b>【徒歩】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>信号を守る。</li> <li>交差点では一旦停止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路を渡るときは横断歩道を使う。</li> <li>右側を通行する。</li> </ul>
<b>【自転車】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>信号を守る。</li> <li>交差点では一旦停止する。</li> <li>二人乗りの禁止です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路を渡るときは横断歩道を使う。</li> <li>左側を通行する。</li> <li>手放し運転の禁止です。</li> </ul>

- (2) 自転車損害賠償保険に必ず加入する。
- (3) 自転車通学を希望する場合は、先生に相談し、許可願を提出する。
- (4) 交通違反があった場合は許可が取り消されることがある。
- (5) 自転車通学が許可された場合、登下校時は必ずヘルメットを着用する。
- (6) 乗る前には必ず点検をする。整備不良(ブレーキの緩み、タイヤの空気圧)の場合は修理が完了するまで使用できない。

## 8 バス・タクシーの通学の決まり

- (1) バス・タクシー発車時刻の5分前には出発所に着くようにする。
- (2) 大声を出さない、飲食をしない、かけ込み乗車をしないなど、車内でのマナーやルールを守り、他人の迷惑にならないように心掛ける。

## 9 その他

- (1) 原付バイク・自動車免許の取得は、高等部3年生の夏休み以降とする。事前に先生と相談し、許可願を出して学校の許可が出た場合のみ認められる。なお、免許の取得後は、卒業まで運転することは原則として禁止とする。(免許証は、卒業まで保護者が保管することとする。希望があれば学校預かりとすることができる。)
- (2) アルバイトは原則禁止とする。事前に相談し、許可願を提出して学校の許可が出た場合のみ認められる。
- (3) 屋久島高等学校の部活動への参加は、事前に先生と相談し、許可願を提出して学校の許可が出た場合のみ認められる。但し、練習のみの参加とし、大会等への出場はできない。なお、練習に参加する際は、屋久島高等学校の規則を守って活動する。(屋久島支援教室の生徒に限る。)
- (4) 学校の決まりや生活で分からないことは、先生に相談したり、確認をしたりする。

## 10 特別指導について

- (1) 1～9の各項目について、著しく不適切な行動(暴言、暴力、違法行為など)があった場合には、校長、生徒指導の先生、担任等による、特別指導を一定期間行うことがある。